

第3回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成26年8月28日（木）午後2時00分より

於：島原市有明庁舎3階大会議室

第3回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成26年8月28日（木） 14時00分
2. 閉会時間 平成26年8月28日（木） 14時42分
3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 30名
5. 欠席委員者の数 1名
6. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 第5号議案 非農地証明願いについて
 - 第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
 - 第7号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について
7. 報告事項
 - 報告第1号 合意解約通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について

午後2時00分開始

議長

只今より、第3回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番　・・・・委員、は所要の為、欠席との連絡があっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則　第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番　・・・・委員、・・・番　・・・・委員を指名します。

議長

第1号議案　農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番及び2番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

1番の使用貸人は、・・・町の・・・・さん、使用借人は、子で・・・さんです。畑8筆4,098平方メートルを経営移譲するための申請です。

取得後の耕作面積は16,915.84平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機2台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の使用貸人は、・・・町の・・・・さん、使用借人は、子の・・・・さん、畑5筆3,608平方メートルを土地改良区の畑かん名義の関係で、耕作権設定するための申請です。

取得後の耕作面積は14,461.62平方メートルで、農機具は、トラクター3台、2tトラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・番　・・・・委員

現地調査員

第1号議案　農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の使用借人は、農家で16年の農作業暦があり、使用貸人の父と母の3人で農業を営んでおり、イチゴ、ソルゴー、白菜を作付しており、通作距離は車で10分以内ということです。

今回の申請は親から子への経営移譲で、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続きまして、2番について　・・・番　・・・・委員をお願いします。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の使用借人は、農家で13年の農作業暦があり、使用貸人の父、母、妻の4人で農業を営んでおり、水稻、大根、ニンジンを作付し、通作距離は車で10分ということです。

今回の申請は土地改良区の畑かん名義の関係での耕作権設定ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より説明がありました、第1号議案の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の1番及び2番の耕作権設定は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番及び2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。田1筆833平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は38,181平方メートルで、農機具は、トラクター2台、耕耘機2台、マルチ張1台、管理機1台、動噴1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さん、畑2筆153.29平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は5,604.29平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕耘機1台、管理機1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・番・・・

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で50年の農作業暦があります。

妻と子、子の妻の4人で農業を営んでおり、人参、大根を作付し、通作距離は車で5分ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続きまして、2番について ・番 ・ ・ ・ ・ ・ 委員お願いします。

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で10年の農作業暦があります。

妻と2人で農業を営んでおり、水稻、人参、かぼちゃ、じゃがいもを作付し、通作距離は徒歩で5分ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、現地調査員より説明がありました、第2号議案の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案の1番及び2番の所有権移転は許可することに決定します。
次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番の申請人は・・町の・・・・・さん、申請地7

37平方メートルに、太陽光発電施設（334.88平方メートル、44.0kw）を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 ・番 ・ ・

委員

現地調査員

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は・ ・町の一角にあり、北側は山林及び雑種地、東側は宅地、南側及び西側は申請者所有の農地となっております。

雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による 許可申請1番については 許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

2 番の申請人は・・・の・・・・・・さん、申請地 1, 4 6 0 平方メートルに、太陽光発電施設（5 9 6. 1 1 平方メートル、4 8. 0 k w 及び 4 2. 0 k w）を設置したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が・・・未満であることから、第 2 種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・番・・・
委員

現地調査員

第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請の 2 番について報告します。

2 番の申請地は・・・の一角にあり、北側は農地及び宅地、東側及び南側は宅地、西側は農地となっております。

雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第 3 号議案 農地法第 4 条の許可申請の 2 番について、ご意見等はありませんか。

・・・番（・・・・・・ 委員）

ただいま、説明がありましたが、これは、あの、東側のほうが民家になっており、現在の申請地とすれば 3 メートルから 4 メートルぐらい低くなっております。

それで、ここが家庭菜園として、梅とか、ひわ、とかいろいろ植えてあったんですけども、それを切ってしまうと整地して、太陽光をされるということですけども、私たちがこの隣の身内になるんですけども、心配しておられるのが、これを正式に許可して太陽光をはめた時に、水の量が現在とすれば、どうしても多くなって、そうしたときに民家のほうに水が流れてくるのを大変考慮しておられます。

そのところがどうゆうふうになっているのかお伺いします。

事務局

・・・番・・・委員さんからのご質問について、お答えいたします。

東側のお隣の方がソーラーパネルをはめると雨水が流れるかと心配されたんですが、事務局が代理人の

行政書士さんに確認したところでは、東側及び北側の道路側のほうにもブロック積みをして、そちらの方に雨水がいかないようにする。

それと、真ん中を若干低めにして雨水は自然流下及びその土地に吸収されるように処理をしたいと聞いております。

・・・番（・・・・・・ 委員）

被害防除計画にも出ているように、現状のまま整地をしてそれを利用し、ブロックを設けるとしておられますけれども、さきほど事務局長の説明では、このブロックは塀を設けるというのは道路側に設けるんですか、この民家の方に設けるんですか、どちらですか。

事務局

ブロック塀については、民家の方にも水が行かないようにブロックを設けるということでお伺いしております。

・・・番（・・・・・・ 委員）

はい、わかりました。

議長

ほかに、ありませんか。

・・・番（・・・・・・ 委員）

これが、申請者とですね、入り口が、しっぺいられるように非常に相続問題でもめているわけですね。

それで、同じ兄妹でありながら、全然話し合いができないということで、非常に仲が悪いようですが、これを申請されるときに一言、こうゆうふうな建物をするから、お願いしますというようなことが望ましいのではないかと考えているわけですね。

申請としてはブロック塀により、雨水、排水については問題ないと思っておりますので、やはり、家を建てたり農地を変えるときは、やはり、隣接の人には承諾はいらなくても、こうこうした理由でやります。しますのでよろしく願いますというようなことが事務局の方としても指導できないものだろうかと思っております。

事務局・

・・・委員さんからありました、隣接の方への説明というのは、先ほどもいいましたが、承諾を取るのには現在は必要ないとなっております。

ただ、昨年の何月か、委員さんの方から、そういう内容のことがありまして、事務局の方としては、申請に来られた代理人の方及び本人さんに、隣接の方には一応こうゆうのをしたいということでお話して、出来れば納得をしていただいてくださいということをお願いはしております。

ただ、先ほども言いましたように同意が必要ないものですから、どうしても同意がないとできないことがないものですから、一応了解を取っていただくように、すべての申請が上がった時点ですべての方にお願いはしているところです。

議長

ほかに、ありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番・・・・当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番の譲渡人は・・町の・・・・さんと、・・・・さんで、譲受人は・・・・町の・・・・さんです。

申請地248平方メートルを譲り受け、木造平屋建て住宅103.51平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 ・番・・・・委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・・の一角にあり、北側、東側及び南側は譲渡人所有の農地、西側は道路となっ

ております。

雨水は溜枿を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番の譲渡人は・町・の・・・・さん、譲受人は・・・・の・・・・ 代表取締役 ・・・・さんです。

申請地331平方メートルと譲り受け、隣接する宅地と一体に、木造平屋建て86.59平方メートル1棟、及び木造平屋建て85.76平方メートル1棟、計2棟の賃貸住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・番
委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・町・の一角にあり、北側は道路、東側及び南側は農地、西側は譲渡人の宅地となって

おります。

雨水は自然流下及び溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽から溜桝を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第４号議案 農地法第５条の規定による許可申請の２番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第４号議案は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（ 廣瀬 光徳 会長）

異議なしと認めます。よって、第４号議案 農地法第５条の規定による許可申請の２番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第４号議案 農地法第５条の規定による許可申請の３番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第４号議案 農地法第５条の規定による許可申請の３番の使用貸人は・町の・・・・・・さん、使用借人は・・・・・・町の・・・・・・さんです。

申請地３筆５４８平方メートルを借り受け、太陽光発電施設（３０３．６１平方メートル、４１．５０ｋｗ）を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第３種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 ・番・・・

委員

現地調査員

第４号議案 農地法第５条の規定による許可申請の３番について報告します。

3 番の申請地は・・・町の一角にあり、北側は道路を挟んで宅地、東側は水路を挟んで宅地、南側及び西側は道路となっております。

雨水は自然流下及び道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の 3 番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第 4 号議案は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の 3 番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第 5 号議案 非農地証明願の 1 番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申し出人は、・・・の・・・さんです。

申出地 2 筆 3 1 1 平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、平成 2 年頃より、隣接する宅地の入り口、駐車場及び農業用資材置き場として利用されています。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。・・・番・・・

委員

現地調査員

第 5 号議案 非農地証明願の 1 番について報告します。

1 番の申請地は・・・の一角にあり、北側は申請人所有の宅地、東側は申請人所有の農地、西側は道路を挟んで申請人所有の農地、南側は道路を挟んで農地となっております。

現状を見ますと、20年以上前から宅地及び雑種地として使用されておるので、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、除斥の必要がありますので、・・・番　・・・委員、・・・番　・・・委員の退場を求めます。

(・・・委員、・・・委員　退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集6ページから8ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	13件	35筆	38,565.44㎡
----------	-----	-----	------------

耕作権の再設定	8件	16筆	15,504.00㎡
---------	----	-----	------------

合　　計	21件	51筆	54,069.44㎡
------	-----	-----	------------

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集9ページに記載のとおりで、7件　11筆　7,554㎡です。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第 6 号議案は承認することに決定します。

・・・番　・・・　委員、・・・番　・・・　委員の入場を求めます。

（・・・　委員、・・・　委員　入場）

議長

・・・　委員、・・・　委員に関する案件も含め、農用地利用集積計画（案）は承認することに決定しましたので報告します。

次に、第 7 号議案、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第 7 号議案、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について　説明いたします。

本件につきましては、農業経営基盤強化促進法が改正されたことに伴い、同法第 6 条の 3 及び附則第 2 条の 2 に基づき、平成 26 年 9 月 30 日までに、市の農業経営の基盤の促進に関する基本的な構想が策定されるようになっております。

そこで、市から、この構想の策定にあたり農業委員会の意見を求められておりますので、ご協議いただくものであります。

主な、改正点をご説明いたします。

6 ページをご覧ください。

一つ目は、第 3 に記載されておりますが、

「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型毎の新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」の追加であります。

これは、「認定新規就農者」になるための指標ではありますが、法改正前までは長崎県知事が認定しておりました業務を、本構想策定後は、認定者が市長になることに伴い、その目標値が設定されているものであります。

年間総労働時間は、主たる従事者1人当たり2,000時間、農業経営開始から5年後には、農業所得として300万円を目標となっております。

この設定につきましては、事前に振興局やJA等の関係機関と調整され、また雲仙市、南島原市の目標値と同じであるとのことでした。

次に、19ページをご覧ください。

第7に記載されておりますが、

「農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項」の追加であります。

この農地中間管理機構は、担い手への農地集積や耕作放棄地の発生防止・解消の抜本的な強化を図るため、各都道府県ごとに設置されたものであります。

農業委員会の業務としては、従来の基盤強化法により申請し、中間管理機構へ提出、その後市で作成した配分計画を農業委員会で確認し、最終的に県知事が許可・公告するという流れになります。

以上が、主な改正点となっております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

・・・番（・・・委員）

・番の農地中間管理機構ですが、この間の研修会で勉強したんですけども、いまいち解らなかつたもので、ちょっとお尋ねします。

これに預けると農業委員会を通して借りていると畑は返さなければいけないと聞いたんですけども、それは本当でしょうか。

事務局

・・・委員さんの質問にお答えします。

中間管理機構に預けると、今の契約している分は解約しなければいけないか、ということなんです、たしかに、その通りです。

今契約している分を解約して中間管理機構に預けて、新たに他の方に貸すということになりますので、一応、今貸借されている分は解約していただいて中間管理機構へ貸すということで、その問題につきましては、農地集積の地区に出される農地にある場合に該当する場合に発生します。

土地改良区あたりがそういう推進をしていらっしゃる場所があります。

この件につきましては、この総会終了後、農地中間管理機構から農業委員さんに対する業務とか、中間管理機構に預けると、こういうメリットがありますという説明をしていただくことになっていきますので、終了後30分ぐらいと思いますが、その説明の中で詳しいことは再度お尋ねしていただきたいと思います。

議長

ほかに、ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第7号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号の合意解約通知書について説明します。

議案集11ページをご覧ください。

合意解約通知書については、3件 10筆 5,027㎡の届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書については、同じく議案集11ページで、2件 8筆 8,027.17㎡の届けがありました。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

これで、第3回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しましたので、第3回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時42分